

(平成24年2月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 7 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 13 件

国民年金関係 11 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年2月及び同年5月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から54年3月まで

私の申立期間の国民年金保険料は未納とされているが、私は昭和53年1月に結婚し、結婚後は夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していた。また、申立期間のうち、53年3月及び同年4月は厚生年金保険の加入期間となっているが、結婚後に短期間勤務したことはあるものの、厚生年金保険に加入していたことは知らなかったことから、その期間も国民年金保険料を納付しているはずなので、申立期間の年金記録について調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和51年5月1日にA県B町において国民年金被保険者資格を取得後、申立期間を除き未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する年金手帳は、A県B町において旧姓で交付されたものであることが確認できるところ、当該手帳の変更記録の記載状況から、結婚（昭和53年1月）後の転入先であるC県D市において、転入当初に氏名及び住所の変更に係る国民年金の異動手続を行っていたものと推認できることから、同市において国民年金保険料を納付することは可能であったと考えられる。

さらに、申立人は、結婚後は申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとしているところ、その夫の申立期間に係る保険料は納付済みとされているほか、E市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録によると、納付年月日が確認できる期間については、申立人とその

夫の国民年金保険料の納付年月日がほぼ同一であることから判断すると、申立期間においても同様に夫婦の分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする主張に不自然さは無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は、昭和 53 年 3 月及び同年 4 月は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められることから、申立期間のうち、厚生年金保険被保険者とされている期間を除く、昭和 53 年 2 月及び同年 5 月から 54 年 3 月までの期間の納付記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年7月まで

私は、昭和54年7月に結婚したが、両親から結婚前の国民年金保険料は、全て納付していたと聞いており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないとしているところ、申立人に係るA村（現在は、B町）の当初の国民年金被保険者名簿（昭和47年度から56年度までの期間の納付記録を管理）によれば、昭和48年度の検認記録欄に申請免除の表示印が押されていることが確認できることから、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料は、免除として取り扱われていたものと考えられる。

しかしながら、申立人は、当該期間の保険料を追納した記憶は無いとしているとともに、免除申請手続を行ったと考えられる申立人の両親も既に亡くなっており、当時の状況が確認できないなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和49年4月から同年7月までの国民年金保険料について、申立人は、その両親が納付していたと主張しているところ、上記のとおり両親は既に亡くなっていることから、納付状況は不明である上、申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、当該期間の検認記録欄に未納と記載されており、この記録は、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録と一致している。

また、申立人の両親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを

示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和63年10月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、担当者から国民年金保険料が未納となっていると言われ、10万円に近い金額を納付したと記憶している。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の国民年金被保険者資格の取得の記録が昭和63年6月9日に入力処理されていることが確認できることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、共済組合の組合員資格喪失日（昭和62年4月1日）に遡って被保険者資格を取得したものと推認されることから、この加入手続が行われた時点において、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能である。

また、A市では、国民年金被保険者資格を遡って取得したことにより過年度保険料の納付が可能である場合、社会保険事務所（当時）に過年度納付書の発行を依頼するか、又はA市自ら手書きの納付書を発行し、納付を働きかけていたとしていることから、申立人に対しても申立期間に係る納付書が発行され、この納付書に基づき、申立人が保険料を過年度納付した可能性がある。

さらに、申立期間は12か月と比較的短期間である上、申立人は、加入手続を行った際に10万円に近い金額をまとめて納付したと主張しているところ、申立期間の保険料、及び納付済みとされている申立期間の直後の昭和63年4月分の保険料を合わせると、申立人の主張する金額と近似する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年9月から60年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月から60年7月まで

私は、A町役場（当時）で国民健康保険の加入手続を行った際、担当者から申立期間の国民年金保険料が未納であると指摘されたので、保険料を一括納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納が無いことから、納付意識の高さがうかがえる。

また、オンライン記録、及びA町（現在は、B町）の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間は国民年金保険料の未納期間とされているが、申立人がA町から平成3年6月に転居したC市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間のうち、昭和59年9月から60年3月までの期間の保険料が納付済みと記録されており、行政機関相互の記録に食い違いがみられることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが推認される。

一方、申立期間のうち、昭和60年4月から同年7月までの期間については、上記の記録管理が適正に行われていなかった期間に連続しており、当時の関係行政機関において、同様に記録管理の不備が生じていた可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 11 月まで

妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。市役所職員のアドバイスもあり、納期限に遅れても必ず保険料を納付していたので、申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）等によれば、婚姻以降において確認できる夫婦の保険料納付年月日は全て一致している。

また、申立期間①の直前の昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間が、当初、オンライン記録において国民年金保険料の未納期間とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により保険料の納付が確認できたとして、平成 22 年 11 月に納付済期間に記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが推認される。申立期間①はこの記録訂正された期間に連続している上、申立期間②についてもこの期間に近接していることから、当時の関係行政機関において、申立期間①及び②についても同様に記録管理の不備が生じていた可能性がある。

さらに、申立期間③については、それ以前の昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることがA市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により確認でき、納期限に遅れても夫婦二人分の保険

料を妻が必ず納付していたとする申立人の主張と符合している上、オンライン記録により、63年8月5日に申立期間③に係る過年度納付書が発行されていることが確認できることから、それまで過年度納付を続けてきた申立人の妻が、当該期間の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間、59 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 62 年 4 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 62 年 4 月から同年 11 月まで

私が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。市役所職員のアドバイスもあり、納期限に遅れても必ず保険料を納付していたので、申立期間について国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張するところ、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）等によれば、婚姻以降において確認できる夫婦の保険料納付年月日は全て一致している。

また、申立期間①のうち、昭和 57 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人の夫も、当初、オンライン記録において国民年金保険料の未納期間とされていたが、A市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により国民年金保険料の納付が確認できたとして、平成 22 年 11 月に納付済期間に記録が訂正されており、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことが推認されることから、夫婦一緒に納付していたという申立人についても、当該期間の保険料が納付されていたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間については、上記の記録訂正された期間に連続している上、申立期間②についてもこの期間に近接していることから、申立期間①及び②についても当時の関係行政機関において、同様に記録管理の不備が生じていた可能性が

ある。

加えて、申立期間③については、それ以前の昭和 59 年 7 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが A 市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）により確認でき、納期限に遅れても夫婦二人分の保険料を自身が必ず納付していたとする申立人の主張と符合している上、オンライン記録により、63 年 8 月 5 日に申立期間③に係る過年度納付書が発行されていることが確認できることから、それまで過年度納付を続けてきた申立人が当該期間の保険料を未納のままにしていたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1606

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 63 年 8 月から平成元年 5 月までの期間が未納期間となっていた。

当時、A 市役所 B 支所（当時）か同市 C 区役所の窓口で母親からの援助を受けて国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるので、未納になっていることは考えられない。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 10 か月と短期間である上、申立期間を除き国民年金保険料の未納期間は無い。

また、申立人は、平成元年 6 月に就職する前に、申立期間の国民年金保険料を、A 市役所 B 支所又は同市 C 区役所の窓口でまとめて納付したとしているところ、同年 4 月の時点では、申立期間の国民年金保険料を同市 C 区役所窓口で現年度納付することが可能である。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を母親からの援助を受けて納付したとしているところ、申立人の母親は、時期や金額は特定できないが、確かに国民年金保険料を援助したと述べており、申立人の主張と合致する。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

申立期間は、国民年金保険料の免除期間となっているが、申立期間の保険料は父が昭和 48 年に死亡した後、母が事後にまとめて納付したと聞いているので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金法では、国民年金保険料の免除期間に係る保険料については、免除の承認を受けた日の属する月の前 10 年以内に係るものに限り、追納することができることとされているところ、申立人から提出のあった国民年金の納付書・領収証書によると、申立期間後に当たる昭和 40 年 7 月から 44 年 3 月までの免除期間に係る保険料を 50 年 8 月 26 日に追納していることが確認できるものの、当該期間の保険料を追納した時点では、申立期間の保険料は、10 年を経過しており納付することができない。

一方、申立人から提出のあった国民年金保険料の納付書・領収証書によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から申立期間の直前に当たる 39 年 3 月までの国民年金保険料を 50 年 9 月 29 日に特例納付していることが確認できるが、免除期間については、特例納付の納付対象期間とされていないことから、免除期間とされていた申立期間の保険料は、特例納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人は、20 歳から現在まで住所を A 市 B 町から変更しておらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人に係る C 郡 B 町（当時）の国民年金被保険者名簿の納付記録欄では、申立期間は免除期間とされており、オンライン記録と一致している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続、保険料の納付を行ったとする申立人の母は、既に亡くなっていることから、申立期間当時の保険料の納付状況等は不明である。

そのほか、申立人の母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月及び同年11月

私は、株式会社Aを退社後すぐにB市役所で国民年金の加入手続をし、同時に平成8年10月の国民年金保険料も納付した。同年11月の国民年金保険料も同市役所の窓口で納付した記憶がある。

また、平成20年2月7日にC市D区役所で年金記録を調べてもらったが、国民年金保険料の未納は無いと言われたと記憶しており、未納は無かったはずなので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aを退社した平成8年10月にB市役所で初めて国民年金の加入手続をしたとしているところ、同市の申立人に係る電算記録によると、申立人の国民年金被保険者資格に関する届出年月日は11年8月4日とされているとともに、この届出により、8年10月16日に遡って被保険者資格を取得し、同年12月11日に被保険者資格を喪失したとする処理がそれぞれなされていることが確認でき、この届出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人が加入手続をしたとする平成8年当時、国民年金に加入した場合は、国民年金手帳記号番号が払い出されることとなるが、申立人が所持する年金手帳に国民年金手帳記号番号の記載は無く、ほかに別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、株式会社Aの後に勤務した株式会社Eを退社した平成11年8月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、同年8月以降の国民年金保険料の納付を

もって、申立期間に係る保険料を納付したものと認識している可能性がある。

なお、申立人から提出のあった平成 20 年 2 月 7 日に C 市 D 区役所で年金記録を確認した際に窓口の職員から渡されたとするメモを確認したが、当該メモには、申立人の厚生年金保険及び国民年金の被保険者期間とみられる記載が確認できるのみであり、このメモをもって、申立期間の国民年金保険料を納付していたとは判断し難い。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年12月まで

A市役所に国民健康保険の加入手続に行った際、年金課の担当者から国民年金にも加入し、国民年金保険料を納付しなければ健康保険証も発行できないと言われたため、金額は覚えていないが国民健康保険料と国民年金保険料をまとめて一緒に納付した記憶があるので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年9月頃に国民健康保険の加入手続と同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した記憶があるとしているところ、国民年金被保険者台帳管理簿及びオンライン記録における申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日の記録から、申立人は、53年2月頃にA市において国民年金の資格取得手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できないものとなっている。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後に当たる昭和51年1月から52年3月までの期間の国民年金保険料が過年度納付されていることから判断すると、申立人は、加入手続を行ったと推認できる時点（昭和53年2月頃）において納付可能な期間について、保険料を過年度納付したものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年7月から60年3月まで

私は、国民年金に20歳から加入していなかったが、加入案内が届いたため父親に相談し、それから加入手続をし、国民年金保険料の納付を始めた。領収書は処分してしまい残っていないが、当時はA金融機関の主にB支店又はC支店のいずれかの窓口で保険料を納付していたはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金について相談したとしている申立人の父親は、国民年金保険料について話をした覚えはあるが、その時期は分からないとしている上、申立人は、保険料は自分で納付したとしているものの、国民年金の加入手続や保険料の納付時期等の記憶は定かではない。

また、D市の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る同名簿の作成日が昭和60年10月8日であることから、同年10月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、58年7月22日まで遡って被保険者資格を取得していることから、申立期間の保険料は過年度保険料となるところ、同市の国民年金被保険者名簿に過年度保険料として納付された形跡は確認できない上、A金融機関においても申立期間当時の資料は保存されておらず、申立人の主張を裏付ける資料等は得られなかった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年11月から54年6月まで
年金事務所に照会したところ、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料の納付事実は確認できないとの回答を得た。

しかし、昭和46年秋にA市の実家で母から国民年金手帳を手渡され、大学入学のため47年3月にB市へ転居してから54年までは、A市に帰るたびに保険料を納付したほか、50年秋頃から52年秋頃までは、B市にあったアルバイト先の上司に依頼して保険料を納付した。

申立期間のうち、一部未納となっていた期間の保険料についても、B市及びその後に転居したC市等で全て納付したので、年金事務所の回答には納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が所持する年金手帳に記載のある国民年金手帳記号番号は、D市において払い出されたことが確認できるとともに、同市の国民年金被保険者名簿により、申立人は、昭和55年7月15日に同市において国民年金の加入手続を行い、直近の厚生年金保険被保険者資格喪失日である同年4月19日に遡って被保険者資格を取得しており、この被保険者資格の取得に係る記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人が申立期間当初に住所を有していたとするA市が作成した国民年金被保険者記録連絡票の「資格得喪の履歴」によると、上記のD市の国民年金被保険者名簿と同様に、申立人が初めて被保険者資格を取得したのは昭和55年4月19日と記載されている上、申立期間のうち、申立人

が47年3月から54年6月までの期間に居住していたとするB市及びC市では、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる情報は無いと回答している。

さらに、申立人は、昭和46年秋にA市の実家で母から国民年金手帳を手渡されたとしているが、加入手続をした時期及び場所等については、母にも記憶が無いので分からないとしている。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳について、昭和52年頃にB市役所の窓口で、母から手渡された国民年金手帳と交換したものであるとしているところ、当該手帳の中表紙に「E県」と印字され、押印されている再交付年月日及び社会保険事務所名等から、59年9月13日にF社会保険事務所（当時）が再交付したものと推認できる。

その上、申立人は、申立期間のうち、昭和50年秋頃から52年秋頃までの国民年金保険料については、アルバイト先の上司に依頼したので、その上司が代理人としてB市役所から納付書を発行してもらい、保険料を現金で納付したと思うとしているが、上司の姓及び生年月日等が不明であるため同人を特定できず、申立人の主張を裏付ける事実を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
私の申立期間当時の国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に納付していたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、申立人の妻が夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているところ、オンライン記録、及びA市の国民年金被保険者名簿によれば、昭和 59 年 7 月から平成 9 年 11 月までの申立人及びその妻の納付記録は同一であり、申立期間の保険料は、申立人の妻も未納とされている。

また、申立人は、平成元年分から 3 年分までの所得税の確定申告書に記載がある社会保険料控除額は、夫婦二人分の国民年金保険料と国民健康保険料の合計額であると主張しているところ、申立人から提出のあった他の年分に係る所得税の確定申告書を基に、2 年分及び 3 年分の国民健康保険料を試算したところ、当該年の社会保険料控除額とおおむね合致することから、元年分から 3 年分までの所得税の確定申告書に記載のある社会保険料控除額には、申立人及びその妻の国民年金保険料は含まれていないと考えられる。

さらに、申立期間は 60 か月と長期間であり、これほどの長期にわたり、納付記録が欠落するとは考え難い上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年3月及び同年5月から5年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年3月
② 平成4年5月から5年9月まで

私が大学生でA市に住んでいた時から、B市の実家に戻り就職するまでの期間の国民年金保険料は、B市に住んでいた父親が納付してくれた。申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は平成4年4月28日にA市で払い出されたことが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同市において同年4月頃に行われたと推認されるが、同市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）によれば、申立期間についての納付記録は確認できない上、5年6月1日に同市が作成した平成3年度及び4年度の国民年金保険料収納一覧表においても、申立期間①、及び申立期間②のうち平成5年3月までの保険料を納付した記録は見当たらない。

また、申立人は、平成7年7月25日にA市からB市に転入しているが、その際、A市からの記録を引き継いだと考えられるB市の国民年金被保険者名簿（電子データ）においても、申立期間は未納と記録されているなど一連の事務処理に不自然さはいかぬ。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする父親は、申立人がA市に在住していた当時、申立人に係る保険料の未納通知書がC社会保険事務所（当時）から数回自宅に送付されてきたので、その都度、同社会保険事務所に納付書の発行を依頼し、D金融機関E支店で納付したと述べているが、未納通知書等の国民年金に係る通知は、申立人がA市に住民登録し

ていた期間は、A市在住の申立人に対して同市の管轄社会保険事務所（当時）から送付されることから、B市在住の父親にC社会保険事務所から送付されたとは考え難い上、申立人は、国民年金に係る書類を父親に送付するよう区役所及び社会保険事務所に依頼したことは無く、自身でも父親に送付したことは無い旨述べていることを踏まえると、申立人がA市に在住していた期間に、父親が未納通知書を受け取ることは無かったものと考えられる。

加えて、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成5年10月から7年3月までの期間の国民年金保険料は、申立人がB市の実家に転居（平成7年7月25日）した後の7年11月13日と同年12月18日の2回に分けて過年度納付されていることが確認できるが、同年11月13日の時点では申立期間の保険料は時効により納付することができなかったものと考えられる上、申立人の父親は、上記の過年度納付をもって、申立期間の保険料を納付したものと記憶している可能性がある。

その上、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 7 月まで
私が昭和 60 年 3 月に短期大学を卒業してから、同年 8 月に就職するまでの期間について、私の母が、A 市で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したので、申立期間を保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が昭和 60 年に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているが、A 市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録が平成 8 年 4 月 8 日に入力処理されていることから、この頃に国民年金の加入手続が行われ、昭和 60 年 4 月 1 日に遡及して国民年金被保険者資格を取得したものと推認される所、それ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このため、国民年金の加入手続を行ったと推認される時点（平成 8 年 4 月頃）において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

また、当時の国民年金保険料の納付状況等について、申立人の母から聴取しても申立てを裏付ける具体的な証言は得られない上、その母が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 1601 (事案 1351 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの付加年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで

A市からB市に転居した昭和47年7月以降については、間違いなく付加年金保険料を納付している。付加年金に加入した際、集金人に付加保険料の領収証は発行されないとされており、当時の資料として、納入通知書兼領収証を提出する。

再度調査の上、申立期間を付加保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立期間(昭和44年9月から49年3月まで)に係る申立てにおいて、申立人が20歳に到達した昭和44年*月にB市で国民年金に加入し、その時に併せて付加年金にも加入して付加保険料を納付し、45年2月にA市に転居した際にも、国民年金保険料に付加保険料を加えて納付するように勤務先に依頼したと主張したが、i)付加年金制度が発足したのは、45年10月からであり、申立人が国民年金に加入した44年9月の時点、及びA市に転居した45年2月の時点では、付加年金に加入できないこと、ii)申立人は、47年7月にA市からB市に再び転居し、49年12月まで同市に居住していたが、同市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)には、申立人が、付加年金に加入したことをうかがわせる記録は見当たらず、オンライン記録、申立人が現在居住しているC市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)及び申立人の所持する年金手帳によれば、申立人は、国民年金に任意加入した51年10月30日に、付加年金に加入していることが確認できること、iii)申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の

付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 3 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A 市から B 市に転居した後は、自身が間違いなく付加保険料を納付したと主張し、申立期間を昭和 47 年 7 月から 49 年 3 月までに変更した上、付加年金への加入の際、集金人から付加保険料の領収証は発行されないとされたとし、申立期間に係る国民年金納入通知書兼領収証を提出して、再申立てを行っている。

しかしながら、申立人が付加保険料を納付したとする集金人を特定することができず、申立てを裏付ける証言等が得られない上、B 市に対し、申立期間当時の付加保険料に係る納付方法及び収納時の事務手続について照会したが、当時の関係資料が無く不明であるとしており、再申立てにおける申立人の主張を確認できる新たな情報は得られなかった。

また、関係行政機関の記録及び申立人が所持する年金手帳における付加年金に係る記録はいずれも一致しており、不自然な点はうかがえず、ほかに申立人が付加年金に加入したとされる昭和 51 年 10 月 30 日以前に付加年金に加入していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のとおり、再申立てに際し、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、ほかに当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から42年3月まで
年金記録を確認したところ、昭和40年5月から42年3月までの国民年金保険料が未納とされていることが分かった。
申立期間については、元夫の母親が自分の国民年金保険料を納付する時に、私と元夫の保険料を一緒に、金融機関の集金人に納付していたので、国民年金の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料について、「昭和40年4月に結婚したことに伴い、それまで住んでいたA町（現在は、B市）からC町（現在は、D市）へ転居し、申立期間を含む同年4月以降の国民年金保険料を、嫁ぎ先の元夫の母親が、私と元夫の保険料を一緒に金融機関の集金人に納付した。」と主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る国民年金手帳記号番号が昭和40年1月27日にA町において払い出されていることが確認できるとともに、同町の申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申立人が、「元夫の母親が納付した。」と主張している同年4月の国民年金保険料について、同年5月に、A町において納付されていることが確認できる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、上記国民年金手帳記号番号とは別に、申立人及び元夫の国民年金手帳記号番号がC町において昭和42年11月2日に連番で払い出されていることが確認でき、この時点において申立期間の一部の保険料は時効により納付することができない上、D市の電算記録及びオンライン記録によれば、申立人の元夫の申立期間に係

る記録も申立人と同様に未納とされている。

さらに、D市、及びE金融機関の後継組織であるF金融機関では、E金融機関がC町の指定金融機関に指定されたのは、昭和42年4月であると回答していることから、同金融機関において国民年金保険料を含む公金の収納を開始したのは、少なくとも同年4月以降と考えられるところ、申立期間の直後に当たる同年4月から56年3月までの申立人に係る国民年金保険料が納付済みとされていることを踏まえると、申立人は、当該保険料の納付をもって、申立期間に係る保険料を納付していたものと認識している可能性がある。

加えて、申立人自身は、申立期間における国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、納付していたとされる元夫の母親は既に亡くなっているため、当時の国民年金保険料の納付状況が不明である。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月から15年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成12年10月から15年8月まで
国民年金保険料の納付記録を照会したところ、平成12年10月から13年3月までの期間が未納期間、同年4月から15年8月までの期間が未加入期間であった。

平成12年10月にA町で国民年金に加入し、15年9月に厚生年金保険に加入するまでの期間、国民年金に加入していた。

平成12年10月から13年3月までの国民年金保険料については、同年4月頃にまとめて8万円納付した記憶がある。また、同年4月以降は、パート勤務をしていたので、定期的に保険料を納付していた記憶がある。

申立期間について、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、平成13年4月から15年8月までの国民年金保険料について、「当時はパート勤務をしていたので、定期的に納付していた。」と主張しているものの、A町の国民年金被保険者台帳（電子データ）によれば、申立人に係る国民年金の被保険者資格喪失届が13年9月20日に行われ、同年4月1日に遡って被保険者資格を喪失していることから、当該期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、上記資格喪失届の際、平成13年4月以降に国民年金保険料を納付していた期間があれば、当該期間の国民年金保険料は還付されることになるが、還付された記録も見当たらない。

さらに、申立期間は、平成9年1月以降の基礎年金番号制度導入後の期間であり、基礎年金番号に基づく電算による制度横断的な被保険者資格の

管理が行われている上、14年4月以降は保険料収納事務が国に一元化され、年金記録における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、保険料が納付された場合の記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を株式会社Aにより給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月1日から5年9月1日まで

私は、株式会社A（現在は、株式会社B）に勤務していた当時、同社で新しい業務を担当するに当たり、申立期間は、C株式会社（現在は、D株式会社）に研修員として勤務することになった。

年金記録を確認したところ、申立期間は、C株式会社において厚生年金保険の被保険者とされており、株式会社Aでは被保険者とされていなかった。

しかし、実際にはC株式会社に勤務しながら株式会社Aでも勤務していたので、申立期間を同社の厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

また、申立期間は、株式会社Aから申立期間前と変わらない額の給与が支払われていたが、標準報酬月額は給与より低い額となっているので、株式会社Aから実際に支払われていた給与の額に合わせて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 株式会社Bから提出された株式会社Aの社員名簿及び申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚の回答から、申立人が申立期間も株式会社Aに継続して勤務していたことがうかがわれる。

しかしながら、雇用保険の記録及びD株式会社から提出された人事資料によれば、申立人は、申立期間を含む平成2年3月1日から5年8月31日までC株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、D株式会社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格取得届及び資格喪失届から、申立人は、平成3年7月1日から5年9月1日までC株式会社に厚生年金基金の加入員となっており、同基金に

おける加入期間は、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者期間と一致する。

さらに、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間後に再び株式会社Aにおいて厚生年金保険被保険者となっているところ、申立期間の株式会社A及びC株式会社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の処理は、資格取得日及び資格喪失日からそれぞれ1か月以内に行われており、これらの事務処理に遡及訂正などの不自然な点は見当たらない。

- 2 D株式会社から提出された申立人の厚生年金基金加入員資格取得届及び資格喪失届によれば、申立人がC株式会社において平成3年7月1日に資格を取得した時点の標準報酬月額が22万円、また、5年9月1日に資格を喪失した時点の標準報酬月額は28万円とされており、オンライン記録における標準報酬月額と一致する。

また、D株式会社から提出された申立人の給与明細書によれば、申立期間にC株式会社の給与から控除されていた金額は、オンライン記録の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料と健康保険料を合算した金額と一致する。

さらに、申立人は、申立期間については、株式会社Aから申立期間前と変わらない額の給与が支給されていたとしているが、株式会社Bは、申立人の給与及び厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管していないとしており、ほかに、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を株式会社Aにより給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が株式会社Aの厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から 16 年 6 月 26 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、平成 15 年 5 月から 16 年 6 月までの標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額と大きく異なっている。同社に勤務している期間で何度か職場を転属しており、その都度給与額が変わっていたのに、標準報酬月額が給与額と異なっていることが納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が提出した平成 15 年 5 月分から 16 年 6 月分までの株式会社A発行の給与明細書によると、給与の総支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

上記の給与明細書によると、申立人の申立期間における給与から控除された厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致していることから、特例法による記録訂正の対象には当たらないと判断される。

また、当該事業所は、申立期間当時の賃金台帳等の資料は保存年限の経

過により保管していないとしており、ほかに申立期間において、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。